

令和4年度

情報公開制度・個人情報保護制度
実施状況報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

坂戸・鶴ヶ島消防組合

第1 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求（申出）の状況及び情報公開請求（申出）に対する決定の状況

(1) 情報公開請求（申出）の状況

令和4年度における情報公開請求（申出を含む。以下同じ。）は2件で、その状況は次のとおりです。

整理番号	請求・申出の別	受付日	請求者	請求（申出）に係る情報の件名又は内容	所管課名	決定内容			
						決定年月日	決定結果	非公開部分の理由	備考
1	申出	4.8.29	管外の事業者	坂戸・鶴ヶ島消防組合管轄における危険物製造所などの法人名称、施設住所、区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所)、品名(類別等)、容量	予防課	4.9.22	公開		
2	申出	5.3.3	管外の事業者	管轄区域内にある灯油・重油を貯蔵する貯蔵所の施設名、住所、区分、危険物の品名、容量及び設置年月日の一覧	予防課	5.3.7	公開		

(2) 決定内容別件数

情報公開請求に係る決定内容別件数等は、次のとおりです。

区 分	受付件数	決 定 内 容					期間延長
		公 開	一部公開	非 公 開	不 存 在	在否応答拒否	
請 求							
申 出	2	2					
計	2	2					

(3) 実施機関別件数

情報公開請求に係る実施機関別件数は、次のとおりです。

実施期間	受付件数
管 理 者	
監 査 委 員	
消 防 長	2
議 会	
計	2

(4) 公開請求したものの区分別件数

情報公開請求をしたものの区分別件数は、次のとおりです。

区 分		受付件数
管内に住所を有する者		
管内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体		
管内に存する事務所又は事業所に勤務する者		
管内に存する学校に在学する者		
実施期間が行う事務事業に利害関係を有するもの		
請求権者以外の者	管内の個人	
	管外の個人	
	管外の法人	2
計		2

(5) 一部公開及び非公開の理由別件数

情報公開請求に対する一般公開（公開請求された情報の一部を公開すること。）及び非公開（公開請求された情報の全部を公開しないこと。）の理由別件数は、次のとおりです。

区 分	件数	
	一部公開	非公開
個人に関する情報（条例第7条第1号）		
法人等の事業活動に関する情報（条例第7条第2号）		
国等との協力関係維持に関する情報（条例第7条第3号）		
人の生命、財産等に関する情報（条例第7条第4号）		
意思決定過程に関する情報（条例第7条第5号）		
検査、試験の問題等性質上公開になじまない情報（条例第7条第6号）		
法令の定めにより公開できないとされている情報（条例第7条第7号）		
その他（条例第24条 他の制度との調整）		
計		

第2 個人情報保護制度の運用状況

1 保有個人情報の開示、訂正等の請求の状況及び保有個人情報の開示、訂正等の請求に対する決定の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

令和4年度における保有個人情報の開示請求は1件です。

整理 番号	請求受付日	請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	所管課名	決定内容			
				決 定 年月日	決定結果	不開示部分の理由	備考
1	4.12.14	管内で発生した建物火災に関する火災調査書、案内 図、平面図、火災出動時における見分調書等	消防課	4.12.20	一部開示	第三者に関する情報 (条例第15条第2 号)	
2							
3							

(2) 保有個人情報の訂正等の請求の状況

実施機関が保有している個人情報に錯誤等があった場合、本人から自己の情報について訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求できることとしています。

令和4年度は、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求は、ありませんでした。

(3) 決定内容別件数

保有個人情報の開示請求に係る決定内容別件数は、次のとおりです。

区 分	受付件数	決 定 内 容					期間延長
		開 示	一部開示	不 開 示	不 存 在	在否応答拒否	
請 求	1		1				
計	1		1				

(4) 実施機関別件数

保有個人情報の開示請求に係る実施機関別件数は、次のとおりです。

実施期間	受付件数
管 理 者	
監 査 委 員	
消 防 長	1
議 会	
計	1

(5) 一部開示及び不開示の理由別件数

保有個人情報の開示請求に対する一部開示（開示請求された保有個人情報の一部を開示すること。）及び不開示（開示請求された保有個人情報の全部を開示しないこと。）の理由別件数は、次のとおりです。

区 分	件数	
	一部開示	不開示
法令の定めにより本人に対しても開示できないとされている情報（条例第15条第1号）		
第三者に関する情報（条例第15条第2号）	1	
個人の評価等に関する情報（条例第15条第3号）		
行政運営に関する情報（条例第15条第4号）		
国等との協力関係維持に関する情報（条例第15条第5号）		
公共の安全及び秩序の維持に関する情報（条例第15条第6号）		
その他		
計	1	0

第3 共通の制度

1 坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会

坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会は、坂戸市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき審査会委員3名で構成されており、実施機関の行う請求に対する決定について行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため開催することとされています。

令和4年度は、審査請求に係る実施機関からの諮問は、ありませんでした。

2 坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審議会

坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審議会は、坂戸市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき審議会委員8名で構成されており、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、実施機関からの諮問に応じて、開催することとされています。

令和4年度は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報保護条例の廃止及び坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、実施機関からの諮問に基づき、審議会を開催しました。

開催日	議 題	審議結果
令和4年12月2日	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報保護条例の廃止及び坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	承認

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)